

神栖市手話言語の普及に関する条例及び逐条解説

(前文)

人間は、言語によって自分の思い及び考えを伝え、社会生活を営んできた。

手話は、ろう者が、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできた。

近年になって、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)において、手話が言語であることが明記され、国内外で認知されるようになってきたが、社会における手話に対する認識は、現在のところ、広く共有されているとは言えない。

ろう者とろう者以外の者が差別なく互いに理解し合い、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることができる社会を実現するためには、市民一人一人が、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが重要である。

神栖市は、ここに、手話が言語であることの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、地域とともに支え合う共生社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

【解説】

前文では、手話が、手指や体の動き、顔の表情を使って、自分の思いや考えを伝えるための一つの言語であることを示すとともに、本件条例の趣旨を説明しています。

ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を育んできた歴史があり、近年になり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも国内でも認知されるようになりました。

このように、国内外において法整備が整いつつある一方で、未だに手話に対する社会的理解が十分に深まっているとは言えず、ろう者は多くの不便さや不安を抱えています。

手話に対して、ますます社会的理解が深まり、普及されるよう、誰もが手話を使いやすい環境を整備し、全ての市民が地域とともに支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての市民が、地域とともに支え合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話への理解の促進及び手話の普及を基本理念として定め、市の責務や市民等の役割を明らかにし

ながら、手話に関する施策を推進することにより、社会的障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、地域でともに支え合う共生社会の実現を目指します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 聴覚に障がいがあるものであって、手話を用いて日常生活及び社会生活を営むもの等をいう。

【解説】

条文中の用語について、定義しています。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が、手話により意思を伝え合う権利を有していることを理解し、その権利を尊重することを基本とする。

【解説】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

手話がろう者にとって大切に受け継がれてきた言語であるという認識の下、手話を用いて情報を取得し、意思疎通を図る権利が尊重されることを基本として、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進していく必要があることを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策の立案に当たっては、ろう者及びその関係者の意見を聴き、尊重するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、職員に対し、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する研修等を行い、必要な知識、技能等の向上に努めるものとする。

【解説】

(第1項)

市は、基本理念に基づいて、手話に親しみ、かつ使いやすい環境の構築に向けて、手話への理解の促進及び手話の普及に必要な施策を実施する責務を有することを定めています。

(第2項)

市は、施策の立案に当たっては、ろう者やその関係者の意見を聴き、尊重するものとします。

(第3項)

市職員が、実務に当たりろう者への情報提供等に関して合理的配慮が行えるよう、主に窓口業務に従

事することの多い職員に対して、必要な研修を行うことを定めたものです。

市は、窓口対応の質を向上することにより、地域のモデルとなれるよう努めます。

(県との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備に当たっては、県と連携を図るとともに、協力して施策を実施するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、県との連携及び協力について定めています。

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例（平成30年茨城県条例第51号）第5条に、市町村の役割として、手話の普及に関する施策については、県と連携しながら実施するよう努めることと規定されており、市の責務を遂行するうえで、県との連携を深め、協力して施策を推進していくよう努めることとしています。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市民が担うべき役割について定めています。

市民の役割として、自ら手話への理解と関心を深め、市の取り組みに積極的に協力するよう努めることを規定しています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備（以下「環境整備等」という。）するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者の役割について定めています。

事業者は、ろう者が利用しやすいサービス（適切なコミュニケーション手段等）の提供に努めるとともに、ろう者が働きやすい環境の整備（ろう者の特性に配慮した職場の環境整備や希望に応じた業務調整など個別ニーズへの適切な対応等）のため、ろう者の意思疎通等に対し、必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(施策の推進方針)

第8条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関すること。
- (3) 手話通訳者の養成及び手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げる施策を推進するための情報通信技術の活用に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市は、別に定める障がい者に関する計画等を勘案して推進方針を策定するものとする。

【解説】

本条は、施策の推進方針について定めています。

第1条の目的を達成するために、必要かつ具体的な推進方針を策定することを規定しています。また、推進方針は、障がい者に関する計画等との調和がとれたものであることを規定しています。

(第1号)

ろう者(関係団体等含む)及び手話通訳等関係者と協力し、市民一人一人が手話は言語であることを理解し、手話が身近なものとなるよう、手話に触れる機会、手話を学ぶ機会の提供及び広報紙、チラシ、パンフレット等による手話への理解の促進や手話の普及に関する施策

(第2号)

ホームページ等を活用した手話動画等の掲載、催事への手話通訳者の配置及び広報紙、メールマガジン、SNS等による情報提供

(第3号)

手話通訳者等、手話を習得し、手話による意思疎通支援を行う者の育成、確保等に関する施策

(第4号)

市役所窓口に多言語映像通訳サービスが利用できるタブレットを設置し活用する等、DX化に基づいた施策

(第5号)

その他この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機械の確保)

第9条 市は、推進方針に基づき、ろう者、手話通訳者その他手話を使うことができる者と協力して、市民の手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

【解説】

市は、市民が手話に関する前文に掲げた基本的理念に対する理解を深めるための施策として、手話を学ぶ機会の確保に努めることを規定しています。

(事業者への支援)

第10条 市は、第7条に規定する環境整備等に取り組む事業者に対し、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者が手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するために、市が必要な支援を講ずることを規定しています。

(学校等における手話の普及等)

第11条 市は、幼児、児童、生徒等に対し、学校等において手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市の学校教育等における手話の普及等について定めています。

学校教育等において、身近に手話に接する機会の提供、及び手話とろう者についての学習の機会を提供するよう努めることを規定しています。

(医療機関等への啓発)

第12条 市は、医療機関等（市内の病院又は診療所をいう。）に対し、手話を必要とする人が手話を使いやすい環境づくりのための啓発に努めるものとする。

【解説】

本条は、医療機関等への啓発について定めています。

医療機関等は、手話を使いやすい環境作づくりに努めるものとし、市は、医療機関等において、手話通訳者を派遣する制度の周知等に努めるものとし、

市は、医療機関等の関係者に対して、手話への理解が正しく行われるよう周知に努めます。

(緊急時及び災害時の対応)

第13条 市は、緊急時及び災害時において、ろう者が、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、緊急時及び災害時の対応について定めています。

市は、災害その他緊急の事態において、ろう者が市ホームページやメールマガジン、SNS等により、安全を確保するための必要な情報を速やかに取得することや、その他必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

具体的には、ヘルプマークやバンダナの配布、FAX119・NET119への事前登録の案内等の支援や避難誘導及び避難所における情報提供の際は、ろう者に理解しやすい手話及び文字・ピクトグラムで提供するなど、合理的な配慮に基づいた支援をするよう努めます。

(財政上の措置等)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、必要な限度において財政上の措置を講ずることを定めています。

予算措置については、事業課への効果などを検討した上で、財政状況を踏まえて措置を講ずるよう、努めます。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

付則

この条例は、公布の日から施行する。